



学NAVI

2023年度版

4. 学校生活での留意事項

皆さんが有意義な学校生活を送るために留意事項を、以下に記載しました。

身だしなみ

<通学時>

【服装】日産校学生として、身なりには気を付けていきましょう。

- ・登下校は私服とします。（つなぎ、夏場でタンクトップのみとか海に行くようなスタイルは禁止です）
- ・履物は靴とします。（サンダル履きは禁止です）

<校内>

【頭髪、ひげ、爪など】

- ・日産おもてなしスタンダードのルールを適用します。（詳細はガイドを参照のこと）
- ・髪を立たせる、散らせるなどの流行の髪型、長髪、髪色（レベル7まで）、脱色、ヘアバンド、極端な髪型は禁止です。
- ・前髪は目にかからない程度まで可です。
- ・横髪は耳上部にかかる程度まで可です。もみあげは整えてください。
- ・襟足は実習服の襟にかかる程度まで可です。
- ・ひげを剃り、爪は切って清潔にします。
- ・女子の長髪は、実習時には結んでおきます。

【装身具】

- ・装身具（指輪、ピアス（透明ピアス含む）、ネックレス、ブレスレット、ヘアバンド等）は着用禁止です。
- ・学校敷地内、レンズの色が濃いメガネは着用禁止です。

【実習服・帽子・安全靴】

- ・ファスナー、ボタン、マジックテープはきちんとかけます。
- ・ファスナーは、一番上まで上げます。（胸をはだけない）
- ・袖（そで）まくりはしません。
- ・裾（すそ）まくりはしません。
- ・つなぎの上半身は脱がないように。
- ・フード付きの服は実習服の中に着ないように。
- ・実習服を汚すので、床に座らないように。
- ・実習場内では、実習用の帽子を正しく着用します。（前髪は帽子の中へ入れる。）
- ・車両乗車時、車両室内整備時は脱帽します。
- ・靴下は「すね」まであるものを着用し、安全靴を正しく履きます。（かかととは踏まない。）

【その他】

- ・万一、刺青（タトゥー、彫り物等含む）がある場合は、他人の目に触れないよう衣服等で隠すこと。

挨拶

【基本】

- ・相手（お客さま、教職員）からの挨拶を待つのではなく、自ら進んで（明るい笑顔で、元気に）挨拶する。

【練習内容】 （日産販売会社の接客7つのキーワード）

- ・いらっしゃいませ、こんにちは。
- ・かしこまりました。
- ・少々お待ちくださいませ。
- ・大変お待たせいたしました。
- ・申し訳ございません。
- ・（恐れ入ります）
- ・ありがとうございました。またお待ちしております。

学生生活心得

【ハラスメントの防止】

日産横浜自動車大学校は、あらゆるハラスメントを防止し、学生が心理的、身体的に安全かつ快適な環境で勉学に専念でき充実した学校生活を送ることが出来る学校を目指しています。また体制を整備しています。

●ハラスメントとは何かを理解する

- ・ハラスメント（Harassment）は嫌がらせのことを指します。他人に対して意図的に、あるいは意図せず不快感を与えたり、困らせたりする言動や態度のことをハラスメントと言います。
 - ・学校という環境の中では、教職員が学生に対して、あるいは学生同士などで、自らの優位な地位や権限を利用して、逆らえない立場にある相手に対し、相手の意に反する性的な性質の言動、飲酒の強要、嫌がらせ、いじめ、勉学妨害及び履修上の機会・条件・評価等での差別のような行為が最も典型的なハラスメントといえます。
- ※学校生活上、教育活動上においての必要な指示、注意、指導は適正な範囲で行われている場合ハラスメントにはなりません。それが度を超え、人格に対する攻撃などになるとハラスメントとなります。

●ハラスメントの種類

・モラル・ハラスメントとは

身体への直接的な暴力を伴わない言葉（年齢、出身、身体的特徴、趣味嗜好、国籍などに関連した不当な言動）や態度などの見えない暴力によって、巧妙に人の心を傷つける精神的な嫌がらせ・迷惑行為をいう。

・アカデミック・ハラスメントとは

教育活動又は学習活動上、指導的又は優越的な立場にある者が、その優位な立場や権限を利用し、又は逸脱して、その指導等を受ける者に対して行う次の行為。

- ① 教育活動又は学習活動上で、不当な言動又は指導を行うこと
- ② 正当な理由なくして教育活動又は学習活動を阻害する言動を行うこと

・セクシュアル・ハラスメントとは

相手の望まない性的な言動であって、次のいずれかに該当する行為。

- ① 性的な要求又は誘いかけ、その他性的な性質の言動を行うこと
- ② 教育および学習環境を悪化させるような性的な意味のある言動を行うこと

・その他、以下のものもあります。

パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメントなどなど。

●ハラスメントへの対応（学生相談窓口の運営）

・まず教職員へ相談してください。精神的なことで、専門家に直接相談したいという場合は、定期のカウンセラーに相談を申し込んで下さい。

・さらに相談員での対応または指定先へのメール

相談員：学務部長 橋本 恭子

メールアドレス：Kakekomi-yokohama@nissan-gakuen.ac.jp

件名には必ず「駆け込み横浜校」としてください。

また、Classroom（Google 社が開発した学校向け無料 Web サービス）から送信できます

（Class 名：Z-1 駆け込み横浜 で相談を受け付けます）

相談者のプライバシー、名誉、その他人権等に配慮し、知りえた情報・秘密などを決して他者にもらしてはならないプライバシー保護と守秘義務を徹底して守ります。

・報告は学校職制関係者のみとし、その後事実調査を行います。調査結果は校長以下職制関係者から被害者及び加害者へ通知し行為者に対する措置を行います。

・ハラスメントアンケートの実施

年に1回アンケートを実施します。結果について報告するとともに、重要な案件に対しては事実調査を行います。

●ハラスメントを防ぐためには

・性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であることです。

・お互いが対等で大切なパートナーであるという意識を持ち相手との良好な人間関係ができていますと、勝手な思いこみをしないことです。

・お互いの人格を尊重しあう事（多種多様な考え方を受け入れることが大事です）

【生活全般】

・入門時には、警備員、警備詰め所へ身分証明書を提示して入門する。

（学生証は、必要に応じて提示できるよう常に携帯する。）

・ホームルームの5分前までに教室に入り、授業の準備をする。

・登校後の外出には教員の許可を得る。

・職員室への入退出時、帽子などを取って、挨拶を励行して入室する。

・授業中は自分の安全を守るために、帽子、靴下、安全靴、実習服、保護具等指定されたものを正しく着用する。

・実習場内は走らない。

・歩きながらスマートフォンなどを触らない。

・昼休みや放課後などの授業時間外は教員の許可なく実習場に入らない。

・個人ロッカーは必ず施錠し、私物は自分自身で確実に管理する。（ロッカーの上に財布などを置き忘れない）

・日産教育センター内はすべての場所において、許可なく写真撮影が禁止されています。

・体育館でスポーツを行うときは、室内用運動靴に履き替える。

【環境美化】

- ・教室、実習場は常に清潔に保ち、整理、整頓、清掃を心がける。
- ・清掃当番の学生は担当する区域について責任を持って清掃する。（終了したら必ず教員に報告する）
- ・実習場の清掃は、作業台の下、教材車両の下、清掃用具置場の回りなども含めて念入りに清掃する。
- ・帰る際には机の中、横に物を置かない。
- ・昼食は、中央館 1 階食堂内で喫食する。（ただし、汁物以外のお弁当は教室も可）
- ・資源は、分別した容器ごとに回収する。

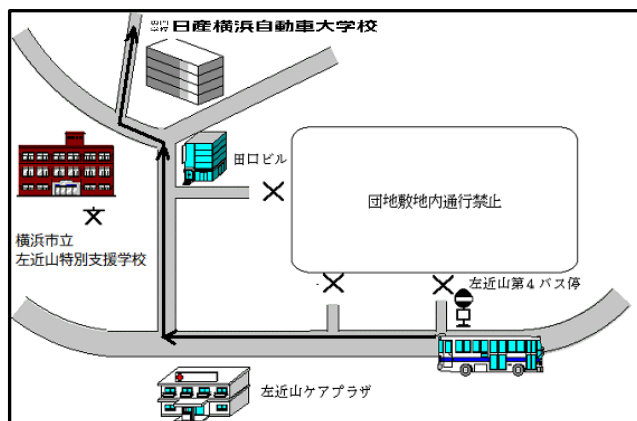
【火災・災害予防】

- ・万一の場合に備えて、非常口、救命用具、警報器、消火器、消火栓のある場所を確認しておく。
- ・火災が発生した場合は、教職員の指示に従い速やかに安全場所へ避難する。
- ・災害時避難集合場所は訓練時の指定場所とする。

【交通マナー】

- ・通学時は他の通行者（歩行者、バイク、クルマ）の進路の妨げにならないように注意する。
- ・自転車の運転中は、携帯電話の使用、ヘッドホン・イヤホンの使用はせず、交通ルール・マナーを遵守する。
- ・雨天時、自転車の傘さし運転はせず、レインコートなどを着用する。
- ・左近山第 4 バス停からの通学路は、定められた公道を通ること。

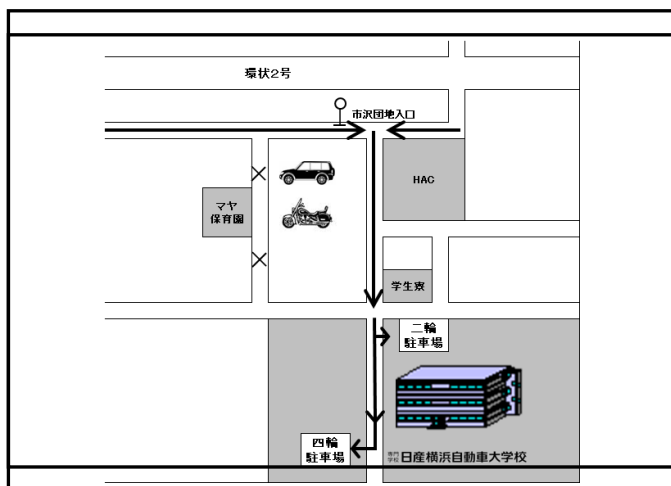
団地敷地内の通行を禁止する。



- ・車両(含む二輪車)は、通学時マヤ保育園前の道路の通行を禁止する。

(園児保護のため)

学校周辺道路の速度は 20km/h



自動車・オートバイ

道路交通法を遵守し、危険運転、飲酒運転などは、絶対にしてはならない。

道路交通法を遵守する誓約書を提出し、常に安全運転を心掛ける。

通学許可後、4輪の車両は「駐車許可証」を見やすい位置に置き、2輪車は守衛所にて学生証を提示し、指定された場所に駐車すること。

2輪車は、校内において走行を禁止しています。エンジンを停止し、駐輪場まで手押しで移動すること。校内はエンジン始動不可です。

不正改造の禁止

自動車業界に属する我々は、「不正改造撲滅」を推進する立場にある。

「不正改造をしない」「不正改造車の運転および乗車をしない」ことを、誓約書にて提出し、自動車保安基準の遵守に努めることとする。

以下が遵守されない場合は、懲戒処分に処する場合がある。

- 1) 学校への乗り入れ車両（通学等）
学校が車両を確認し、認めたもの
- 2) 自宅にて使用する車両について
使用者が学生本人以外は対象外
- 3) 販売会社への乗り入れ車両
(インターンシップ、内定者研修等は、原則、公共交通機関を使用)
基本的に純正仕様車両とする。
 - (1) 販売会社に乗り入れる際は、車両確認を実施する
 - (2) 対象販売会社には事前に以下を提出
 - ①乗り入れ車両の写真
 - ②自動車任意保険証
 - ③不具合の指摘があれば即時修復する同意書

インターネットの利用について

- ・インターネット利用に際し発信する場合には、他人の誹謗・中傷をしてはならない。
- ・著作権、肖像権、知的所有権、個人情報に十分に配慮する。
- ・個人情報を掲載することの危険性など、ネットワーク利用における基本的なモラルやマナーについて理解し、情報発信者としての自覚と責任をもつ。
- ・日産資格試験、履修試験関連情報など、学校が禁じた情報を漏洩した場合は、懲戒処分の対象となる。
(試験問題や解答、および試験に対する個人の感想なども含む)
- ・日産の新技术、新型車情報、日産校ならではの授業内容も発信してはならない。
また、学生がインターネット上において、他人から誹謗・中傷を受ける、学校が禁じている情報を受信した、または発見した場合は、速やかに教職員に報告・相談をする。

報・連・相

【報告・連絡・相談】

- ・授業中に気分が悪くなったり怪我をしたりしたときは、速やかに担当教員に連絡し、指示を受ける。
- ・本校の諸施設・設備等に故障や破損または異常を発見したり、機器・備品を紛失したりした場合は、ただちに教職員に報告しその指示に従う。
- ・校内、校外に関わらず何らかの事故に遭った時には、速やかに学級担任に連絡する。
- ・アルバイトを行う場合は、学級担任と相談する。（アルバイトは学業との両立が前提）

【届出】

- ・本校の“学則”及び“学 NAVI”に定められている届出が必要なときは、所定の様式をもって事前に届け出る。
- ・各種証明書が必要な時は、所定の申請用紙に記入し、券売機で証紙を購入・貼付して申し込む。
- ・通学手段として車両（含む二輪車、自転車）の使用を希望する場合は、学校駐車場の使用許可を得ること。
- ・校外の駐車場を、個人的に契約する場合も届出をする。

受講心得

【就学態度】

- ・予習及び復習を日課とする。（毎日学習する習慣とする）
- ・解らないことについては教員及び友人に相談し、早めに解決する。
- ・授業前は定められた時間までには必ず着席、または整列して待機する。
- ・授業中の飲食は禁止。机の上や足元に飲食物を置かない。
- ・実習ではお客さまの車の扱い方を習得する。
- ・共同作業は必ず声を掛け合い、お互いの安全を確認しながら進める。
- ・実習作業、および車両の取り扱いは、教員の開始の指示を受けてから行う。
- ・教材車両に必要なない時は乗り込まない。

【教材、工具、機器の取り扱い】

- ・授業で取り扱う教材および車両は大切に扱う。
- ・教材車両にはカバー類を取り付けて作業する。
- ・実習開始前および終了後に各機材を点検し、異常があった場合は担当教員に報告する。
- ・整備工具・検査具・測定具などの機器類は正しく丁寧に扱う。
- ・実習で使用する機器類は、積極的に触れて理解を深める。
- ・実習車両の運転は教員から指示された者（普通自動車運転免許取得者）が行う。

積極性

- ・学生生活（授業）以外でも積極的に社会とのつながりを持ち社会性を磨いてください。
例）クラブ活動・ボランティア・催し物（フェスティバル）・資格取得など

5. 学校生活での禁止事項

以下の内容は学校生活で禁止されていることです。違反した場合は、懲戒処分（停学・退学等）になることがあります。

- ・他の学生の迷惑となる行為
- ・教師の許可なく授業及び試験中の携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチなどの通信機器の使用。
- ・道路交通法及び道路運送車両法の違反行為。（飲酒運転、違法改造などは厳禁）

下表の違反をした場合または点数の累積により免許停止(6 点以上)となった場合は、速やかに学校に申し出ること。

違反分類	違反点数	分類される主な違反行為
特定違反行為 (重大な危険を生じさせる違反行為を他と区分したものの。)	35 点～62 点	運転殺人・運転傷害（故意に車で人を轢いたケース）、危険運転致死傷、酒酔い運転、麻薬等運転、救護義務違反
一般違反行為	免許取消 + 欠格期間	共同危険行為、酒気帯び運転（0.25mg / ℓ 以上）、無免許運転
	免許停止	酒気帯び運転（0.25mg / ℓ 未満）、速度超過一般道 30 km 以上、速度超過高速道 40 km 以上、大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反、無車検・無保険

入学後の上記違反が、後日判明した場合などは処分が重くなる場合があります。

- ・学校周辺の道路、団地敷地内への駐輪、駐車
- ・学校物品の無許可持ち出し
- ・本校の諸施設、設備等の破損（故意または不注意により損害を与えた場合はその全部または一部を弁償する）
- ・学校で許可された場所以外への立ち入り
- ・刃物等危険物の携行
- ・火気または危険物（ガソリン、軽油、アセチレンガス、シンナー等）の乱雑な取り扱い
- ・学校敷地近隣、通学途中の喫煙場所以外での喫煙及び飲酒
(学校近隣のコンビニでの喫煙は禁止です)
- ・学校敷地内の喫煙・飲酒 20 歳未満の自ら飲酒・喫煙又は 20 歳未満と知りながら飲酒・喫煙を勧める行為。
- ・「学則」「学 N A V I」の記載事項に従わない行為

※防犯システムの設置について

日産横浜自動車大学校では、学生の安心・安全な学校生活の確保と犯罪防止を図るために校内に防犯システムを設置しています。

その設置・運用については、個人のプライバシー保護への配慮のために、必要な事項を定めた基準に則って、運用しています。

専門
学校 **日産横浜自動車大学校**